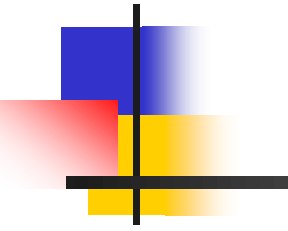
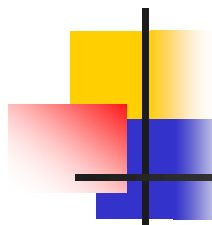


2 回目の加盟国協議に諮られているISPM案



ISPM 46 「植物検疫措置のための品目基準」 の附属書案

「国際貿易におけるバナナ (*Musa* spp.) 生果実の移動」



ISPM 46 植物検疫措置のための品目基準

ISPM 46 本体の目的

- 品目基準の作成及び利用に関するガイダンスを提供する。
- 本基準の附属書として作成される個別品目基準は、植物検疫輸入要件の策定を支援し、安全な貿易を促進する。

【本体】品目基準のコンセプト

- 品目基準の原則、対象、目的
- 有害動植物の掲載基準
- 検疫措置の掲載基準
- 措置の信頼性
- 見直し

+

【附属書】個別品目基準

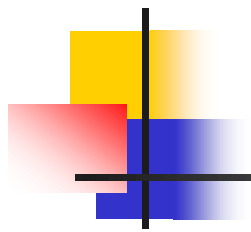
附属書 1：マンゴウ生果実の基準

附属書 2：さといも生塊茎の基準
附属書 3：バナナ生果実の基準

2 回目
協議

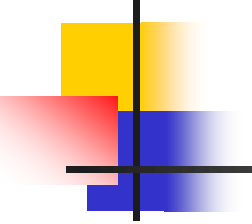
かんきつ属生果実の基準
いんげんまめ種子の基準
りんご生果実の基準

1 回目
協議



検討の経緯

- 2024年 4 月 IPPC総会（CPM-18）でトピックに追加
- 2024年12月 品目基準に関する技術パネル（TPCS）が附属書案を作成
- 2025年 1 ～ 2 月 TPCSが修正し、基準委員会（SC）に提出
- 2025年 5 月 SCが修正し、1 回目加盟国協議に諮ることを承認
- 2025年 7 ～ 9 月 1 回目加盟国協議
- 2026年 5 月 基準委員会作業部会（SC-7）が修正し、2 回目加盟国協議に諮ることを承認
- 2026年 7 ～ 9 月 2 回目加盟国協議



本附属書のタイトルの変更

「International movement of fresh *Musa* spp. Fruit」

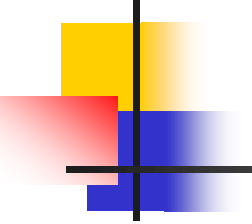
「バナナ生果実の国際移動」



「Movement of fresh *Musa* spp. Fruit in international trade」

「国際貿易におけるバナナ生果実の移動」

理由： ISPM46の本文において「the movement of commodities in international trade」という表現を使用しているため統一。

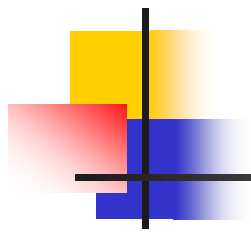


本附属書の構成の変更

1. 適用範囲
- ~~2. 対象品目及びその予定される用途の説明~~
2. バナナ生果実に関連する有害動植物
3. 植物検疫措置の選択肢
4. 参考文献

付録 1：本品目基準で使用されるバナナのhands、handsの一部、及びbunchesの視覚的表現

理由：「対象品目及びその予定される用途の説明」は、「適用範囲」の内容と重複していることから統合。



適用範囲

対象



Hand



Clusters (parts of hands)

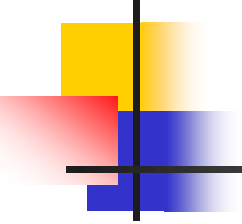
- Hands、clusters
- 輸入国での消費または加工が目的。

対象外



Bunches

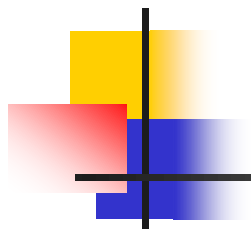
- Bunches
- 加工済みのもの（缶詰、刻んだもの、乾燥、冷凍、すりつぶしたもの、皮むき）



バナナ生果実に関連する有害動植物

（一部抜粋）

- 掲載有害動植物は、バナナ生果実に関連することが知られ、少なくとも1つ以上のIPPC締約国によって規制されている。当該リストは網羅的ではなく、国別のリストでもない。**また、規制対象病害虫のリストとして解釈されるべきでない。**
- 有害動植物によっては、洗浄、選別、梱包といった一般的な収穫後の商業的処理、あるいは果実が未熟な状態での移動以外に、特別な措置を必要としない場合もある。

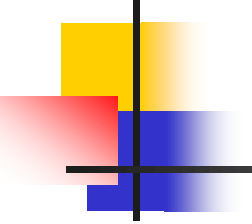


バナナ生果実に関連する有害動植物

表 1：バナナ生果実に関連する有害動植物一覧

ダニ類	4 種	ガ	6 種→ 7 種
ミバエ類	19種→ 15種	アザミウマ	7 種
アブラムシ	1 種	軟体動物	2 種→ 削除
カイガラムシ	20種→ 25種	菌類	6 種→ 2 種
コナジラミ	3 種	細菌	1 種

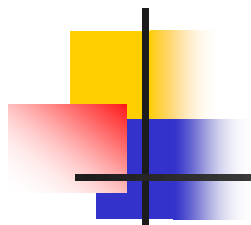
- 我が国からは、1 回目の加盟国協議で以下の病虫害の削除を要請し、すべて反映された。
 - ・ 軟体動物：*Lissachatina fulica*, *Succinea* spp.
 - ・ 菌類：*Fusarium oxysporum* f.sp. *Cubense*, *Mycosphaerella musicola*



植物検疫措置の選択肢（1 / 5）

（一部抜粋）

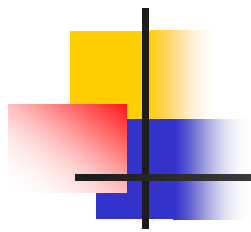
輸入国のNPPOは、特定の有害動植物に対して適用される措置が、*Musa* spp.の果実に関する他の規制有害動植物の病害虫リスクを効果的に管理できるかどうかも検討すべきである。さらに、これらの選択肢を植物検疫措置として適用する際、NPPOは、その適用を成功させるための手順を検討し、**文書化**すべきである。



植物検疫措置の選択肢（2 / 5）

表 2：植物検疫措置の一般的な選択肢

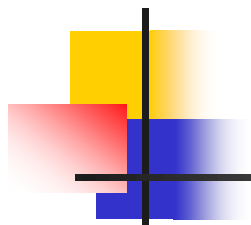
植物検疫措置の選択肢	参考
有害動植物無発生地域(PFA)	ISPM 4,26
有害動植物無発生生産地(PFPP)及び 有害動植物無発生生産用地(PFPS)	ISPM 10
有害動植物低密度発生地域(ALPP)	ISPM 22
システムズアプローチ(SA)	ISPM 14,35
収穫時の特定の生理的成熟段階（硬い緑、成熟した緑）	ISPM 11,37
植物検疫処理	ISPM 18 , 28
検査	ISPM 23,31, 48
検定及び病害虫の同定	ISPM 27
植物検疫証明書	ISPM 7,12



植物検疫措置の選択肢（3 / 5）

表 3：有害動植物固有の措置の選択肢 （表 3 から一部抜粋）

有害動植物	措置の選択肢
<i>Dysmicoccus texensis</i> （コナカイガラムシ科）	栽培地及び輸出検査
<i>Paracoccus marginatus</i> （コナカイガラムシ科）	輸出検査、PFA、SA2
<i>Pseudococcys cryptus</i> （コナカイガラムシ科）	輸出検査、PFA、SA2
<i>Mussidia nigrivenella</i> （メイガ科）	輸出検査、SA2



植物検疫措置の選択肢（4 / 5）

表 4：放射線照射（IRDN）の選択肢

（表 4 から一部抜粋）

措置番号	最低吸収線量（Gy）	参考文献
IRDN 2	116	PT 33 (<i>Bactrocera dorsalis</i> （ミカンコミバエ）に対する放射線照射処理)
IRDN 4	166	PT 45 (<i>Pseudococcus jackbeardsleyi</i> （ビーズレイコナカイガラムシ）に対する放射線照射処理)

植物検疫措置の選択肢（5 / 5）

表5：システムズアプローチ（SA）の選択肢（表 5 から一部抜粋）

番号	個別措置	参考文献
SA 2	・ 栽培前の防除措置（例：ALPPの選定、健全な栽植資材） ・ 生育期の防除措置（例：~~偽茎と花柄の変色に関する栽培地検査を~~ ~~実施し、その後適切な是正措置を実施し、~~果実の袋掛け；モニタリン グ及び生産用地における病害虫管理） ・ 収穫後及び出荷防除措置（例：梱包施設におけるモニタリング及 び病害虫管理；収穫後浸漬処理；洗浄、消毒、等級付け、乾燥）	ISPM 14 GACC※ 対象：Mussidia nigrivenella
SA3	・ 栽培前の防除措置（例：ALPPの選定、健全な植付材料） ・ 生育期の防除措置（例：偽茎及び花柄の変色の栽培地検査、是 正措置；袋掛け~~、栽培地における病害虫の監視と病害虫管理~~） ~~・ 収穫後及び取扱い防除措置~~	~~GACC~~ ~~ISPM14~~ ~~SDA~~ Biosecurity Australia 対象：Races and strains of Ralstonia solanacearum that affect Musa spp.

※ General Administration of Customs of the People’s Republic of China

1 回目加盟国協議時に日本が提出した コメントに対する反映状況

【日本からの提出コメント（要約）】

- 対象有害動植物として加える要件に曖昧な部分があるため、汚染有害動植物や用途を転用する場合のみ対象となる有害動植物であっても、対象品目に関連する有害動植物として含められる恐れがある。
- どのような場合において「用途の転用」に該当するか、別途ガイダンスを示すべき。

【反映状況】

- 加盟国協議用の草案にカバーノートが添付され、有害動植物及び措置の掲載・除外基準が示された。
- どのような病害虫が「用途の転用」に該当するかについて、今後基準委員会で検討される予定。